

地域密着型サービス事業所の 適切な運営について

さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課



<はじめに>

●地域密着型サービスとは…

高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、原則として住み慣れた地域（日常生活圏域）でサービスの利用及び提供が完結するサービス。

●地域密着型サービス事業所の主な特徴

- ①原則としてさいたま市民のみが利用できる。（P.3～P.6）
 - ②地域に開かれ、地域と連携した事業運営が求められる。（P.7～P.14）
- など



①原則としてさいたま市民のみが利用について

- 1 さいたま市に所在する地域密着型サービス事業所を利用することができるのは、
さいたま市民のみです。利用申込みを受け付ける前に住所を必ずご確認ください。
- 2 特段の事情により他自治体の被保険者から利用希望があった場合には、他自治体の被保険者とさいたま市で協議を行い、提供の可否を決定します。
詳細はさいたま市HPをご覧ください。
《参照URL》 <https://www.city.saitama.jp/005/001/018/003/p093371.html>
《辿り方》 トップページ →事業者向けの情報 →届出・手続き →介護保険
→介護サービス事業者向け情報（地域密着型サービス関連）
→市町村の区域を越えて地域密着型サービスを利用するための手続きについて
- 3 2の手続きにより提供可能と決定された者を除き、他自治体の被保険者に対してサービス提供はできません。
- 4 利用者及びその家族に対し、上記1～3について、周知してください。

①原則としてさいたま市民のみが利用について

本市では、市町村間を跨ぐ利用について、令和5年3月1日に要綱を定めました。

【市外の利用者が市内の地域密着型サービス事業所を利用する場合の基準】（※要綱第4条抜粋）

(1) 利用希望者が次に掲げるいずれかの理由により住所地の指定地域密着型サービス事業所等を利用することが不可能又は著しく困難であること。

ア 住所地に同種サービスが存在しない、又は定員の空きがない場合

イ 非常災害や虐待等特別な事情により特に利用が必要と認められる場合

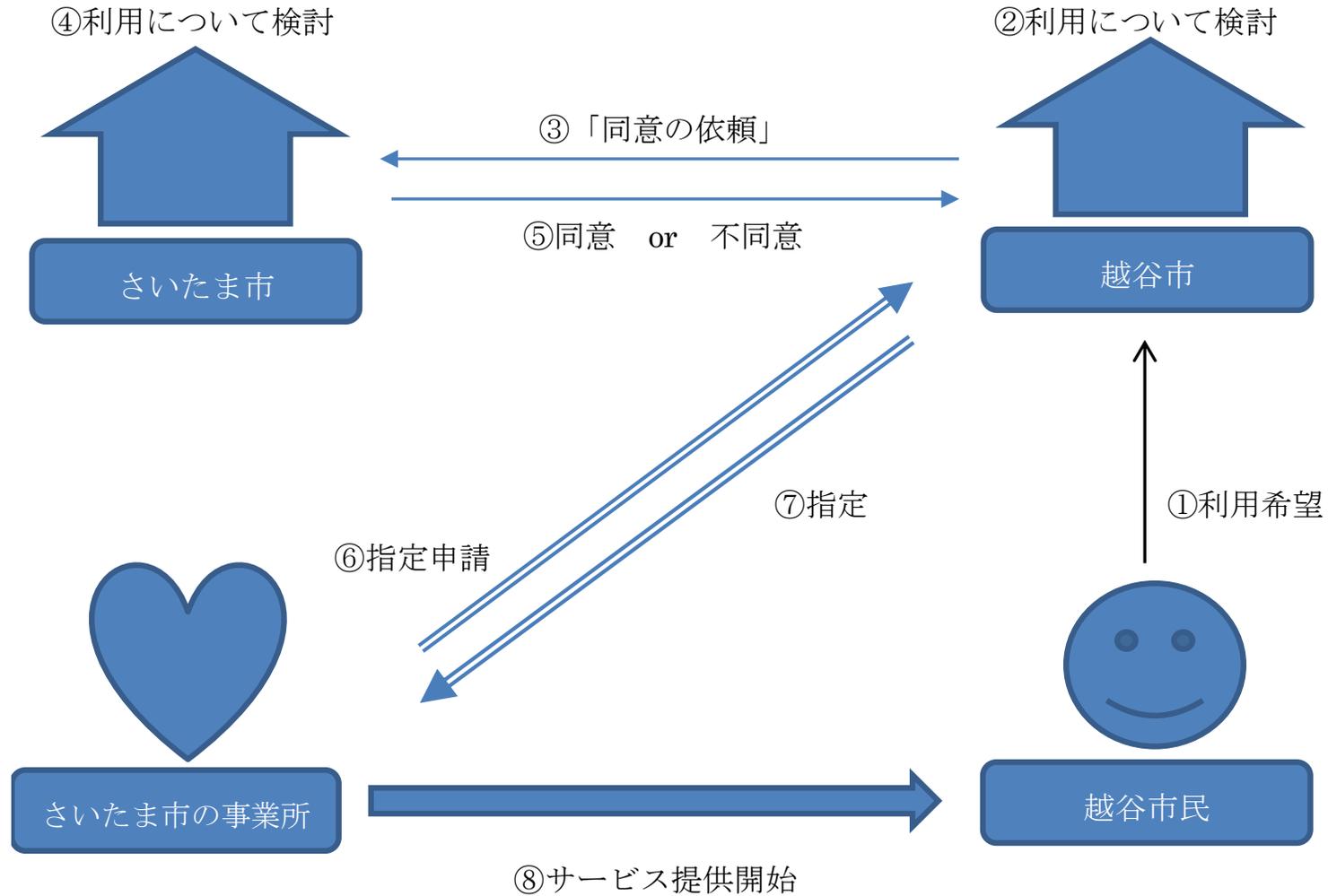
ウ その他、住所地の指定地域密着型サービス事業所等の利用についてア又はイと同程度の困難性があると市長が認めた場合

(2) (介護予防)小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護の場合は、利用希望者を含め、他の市区町村の利用者(住所地特例対象者を除く。)の割合が※別表に定める基準を超えていないこと。ただし、前号イに適合する場合は、この限りでない。

※別表に定める基準

| サービスの種類（介護予防を含む。） | 他の市区町村の利用者（住所地特例対象者を除く。）の割合 |
|-----------------------|-----------------------------|
| 小規模多機能型居宅介護 | 登録定員の2割 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 登録定員の2割 |
| 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） | 定員の2割 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 定員の2割 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 定員の2割 |

例 さいたま市の事業所を越谷市民が利用する場合



②地域に開かれ、地域と連携した事業運営について

地域密着型サービス事業所が求められる機能を果たし、地域の中で成長していくための仕組みとして、「運営推進会議」と「サービス外部評価」の実施が義務付けられています。なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、「運営推進会議」ではなく、「介護・医療連携推進会議」となります。

| サービス種別 | 運営推進会議等の開催頻度 | サービス外部評価 |
|------------------------|--------------|-----------|
| 地域密着型通所介護 | 1 2月に1回 | － |
| 認知症対応型通所介護 | 6月に1回 | － |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 6月に1回 | 必要 (P.11) |
| 小規模多機能型居宅介護 | 2月に1回 | 必要 (P.12) |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 2月に1回 | 必要 (P.13) |
| 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) | 2月に1回 | 必要 (P.14) |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 2月に1回 | － |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 2月に1回 | － |

②地域に開かれ、地域と連携した事業運営について

●運営推進会議（介護・医療連携推進会議）

目的

地域密着型サービス事業所が、利用者、市区役所職員、地域包括支援センター職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービスの内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質を確保することを目的として設置するものです。

主な構成員

- ・事業所の管理者や従業員
- ・利用者や利用者の家族
- ・地域住民の代表
- ・さいたま市介護保険課職員、各区役所高齢介護課職員
- ・地域包括支援センターの職員
- ・地域密着型サービスについて知見を有する者

②地域に開かれ、地域と連携した事業運営について

●運営推進会議（介護・医療連携推進会議）

主な会議内容

- ・事業運営の運営方針
- ・日常的なサービス提供の内容や行事、レクリエーション活動内容等
- ・利用者の構成（年齢、要介護度、利用年数等）
- ・事故やヒヤリハット（発生状況、再発防止策等）
- ・利用者や家族、地域住民からの要望・意見・苦情等
- ・職員の研修状況
- ・利用者の健康管理に係る取り組み（感染症の予防やまん延防止のための取り組み等）
- ・非常災害対策の取り組み（消防計画や業務継続計画の策定状況、避難訓練の実施状況や予定等）
- ・地域連携の取り組み（地域行事への参加、ボランティアの受入れ等）

②地域に開かれ、地域と連携した事業運営について

●自己評価及び外部評価

目的

サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることを目的として、自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、その自己評価結果について、運営推進会議（定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては介護・医療連携推進会議）において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）（（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所においては外部の者による評価との選択制）を年に1回以上（新規開設した事業所は指定年度の翌年度から開始）行い、その外部評価結果を介護サービス情報公表システム等で公表することが義務付けられています。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の自己評価及び外部評価について

自己評価と外部評価の流れ

1 自己評価

全ての職員で事業所の状況を話し合い、昨年度の課題への取組み状況や事業所の現状を振り返り、事業所としての自己評価を作成します。（「（別紙1）自己評価・外部評価 評価表」の「自己評価」欄）

2 外部評価

各区高齢介護課の職員や地域包括支援センターをはじめ地域住民等が参画する介護・医療連携推進会議で行います。事業所自己評価について検討した内容と改善の計画を元に説明し、介護・医療連携推進会議のメンバーから評価を受け、その結果を外部評価としてまとめます。（「（別紙1）自己評価・外部評価 評価表」の「外部評価コメント」欄）

作成した結果は、次回の介護・医療連携推進会議で報告し、評価を確定します。

3 結果の公表

評価確定後、速やかに市介護保険課へ「（別紙1）自己評価・外部評価評価表」を提出するとともに、次のいずれかの方法により公表してください。

- (1) 利用者及びその家族に対して送付
- (2) 「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムへの掲載
- (3) 法人のホームページへの掲載又は事業所内の見やすい場所への掲示

小規模多機能型居宅介護の自己評価及び外部評価について

自己評価と外部評価の流れ

1 自己評価

「（別紙2-1）スタッフ個別評価」を使用して職員一人ひとりがこれまでの取り組み等を振り返ります。

その「（別紙2-1）スタッフ個別評価」を集め、全ての職員で事業所の状況を話し合い、昨年度の課題への取り組み状況や事業所の現状を振り返り、事業所としての自己評価を作成します。（「（別紙2-2）事業所自己評価」）

2 外部評価

各区高齢介護課の職員や地域包括支援センターをはじめ地域住民等が参画する運営推進会議で行います。

事業所自己評価について検討した内容と改善の計画を元に説明し、運営推進会議のメンバーから評価を受け、その結果を外部評価としてまとめます。（「（別紙2-3）地域からの評価」の「外部評価 地域かかわりシート2.（結果まとめ様式）」）

また、それに基づき「（別紙2-4）サービス評価総括表」を作成します。

作成した結果は、次回の運営推進会議で報告し、評価を確定します。

3 結果の公表

評価確定後、速やかに市介護保険課へ「（別紙2-2）事業所自己評価」及び「（別紙2-4）サービス評価総括表」を提出するとともに、次のいずれかの方法により公表してください。

- (1) 利用者及びその家族に対して送付
- (2) 「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムへの掲載
- (3) 法人のホームページへの掲載又は事業所内の見やすい場所への掲示

看護小規模多機能型居宅介護の自己評価及び外部評価について

自己評価と外部評価の流れ

1 自己評価

「（別紙3-1）従業者等自己評価」を使用して職員一人ひとりがこれまでの取り組み等を振り返ります。

その「（別紙3-1）従業者等自己評価」を集め、全ての職員で事業所の状況を話し合い、昨年度の課題への取組み状況や事業所の現状を振り返り、事業所としての自己評価を作成します。（「（別紙3-2）事業所自己評価」）

2 外部評価

各区高齢介護課の職員や地域包括支援センターをはじめ地域住民等が参画する運営推進会議で行います。

事業所自己評価について検討した内容と改善の計画を元に説明し、運営推進会議のメンバーから評価を受け、その結果を外部評価としてまとめます。（「（別紙3-3）運営推進会議における評価」の「運営推進会議における評価コメント記入欄」）

また、それに基づき「（別紙3-3）運営推進会議における評価」を作成します。

作成した結果は、次回の運営推進会議で報告し、評価を確定します。

3 結果の公表

評価確定後、速やかに市介護保険課へ「（別紙3-3）運営推進会議における評価」を提出するとともに、次のいずれかの方法により公表してください。

- (1) 利用者及びその家族に対して送付
- (2) 「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムへの掲載
- (3) 法人のホームページへの掲載又は事業所内の見やすい場所への掲示

認知症対応型共同生活介護の自己評価及び外部評価について

自己評価と外部評価の流れ

1 自己評価

職員一人ひとりがこれまでの取り組み等を振り返った上で、その個々の振り返り内容を踏まえて全ての職員で事業所の状況を話し合い、事業所としての昨年度の課題への取り組み状況や事業所の現状を振り返り、自己評価を作成します。（「（別紙4）自己評価及び外部評価結果」の「自己評価」欄）

2 外部評価

令和3年4月1日より、外部評価の方法を以下の2つから選択できるようになりました。

(1) 第三者評価機関による評価

福祉サービス第三者評価機関一覧（埼玉県ホームページ）に記載されている第三者評価機関が、一定項目に関する訪問調査・書面に基づく評価を行います。

その結果を基に事業所の職員全体で話し合いながら次のステップへ向けて取り組む目標について話し合い、「目標達成計画」を作成します。

(2) 運営推進会議を活用した評価

各区高齢介護課の職員や地域包括支援センターをはじめ地域住民等が参画する運営推進会議で行います。

事業所自己評価について検討した内容と改善の計画を元に説明し、運営推進会議のメンバーから評価を受け、その結果を外部評価としてまとめます。（「（別紙4-2）自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール」の「運営推進会議で話しあった内容」欄）

また、それに基づき「（別紙4-2）自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール」及び「目標達成計画」を作成します。

作成した結果は、次回の運営推進会議で報告し、評価を確定します。

3 結果の公表

評価確定後、速やかに市介護保険課へ、第三者評価機関による評価を行った事業所の場合は「（別紙4-1）自己評価及び外部評価結果」を、運営推進会議を活用した評価を行った事業所の場合は「（別紙4-2）自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール」を提出するとともに、次のいずれかの方法により公表してください。（※「目標達成計画」も忘れずに提出してください。）

(1) 利用者及びその家族に対して送付

(2) 「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムへの掲載

(3) 法人のホームページへの掲載又は事業所内の見やすい場所への掲示

<まとめ>

地域密着型サービス事業所の運営には、人員や設備、運営に関する基準を遵守いただくことに合わせて、高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続するための介護サービスであることをご認識いただくことが重要です。

そのためには①原則としてさいたま市民のみが利用できる、②地域に開かれ、地域と連携した事業の運営が求められております。

①市外の利用者を受け入れる必要がある場合…市町村間の協議が必要であるため、利用希望がある場合には、速やかに事業所の所在する自治体と保険者に相談する必要があります。

②運営推進会議等やサービス外部評価…令和4年度までは新型コロナウイルス感染症への対応のため、中止や延期することができましたが、感染症法の位置づけの変更により、従来のとおり実施が義務づけられております。また、令和6年度より事業所の所在する区の高齢介護課窓口にて、外部評価の結果を公表します。外部評価終了後は、速やかにその結果を市介護保険課に提出してください。